

災害支援ナースの登録等について（2019 改訂）



☆登録要件

◎登録できる者は次の要件を満たす者であること

1. 佐賀県看護協会の会員であること
2. 実務経験年数が5年以上である看護職（保健師・助産師・看護師）
3. 所属施設がある場合は、所属施設からの承認を得ること
ただし、所属施設のない看護職の参加を妨げるものではない。
4. 日本看護協会開催『災害支援ナースの第一歩～災害看護の基本的知識～』を受講していること（毎年開催予定、詳細は「佐賀県看護協会教育計画」冊子参照）

☆登録条件

◎災害支援ナースとして登録する際には、次の条件を満たすことが望ましい

1. 定期的（年1回程度）に県看護協会で開催する災害支援ナース育成研修会・災害支援ナースの交流会等への参加が可能であること
2. 看護職賠償責任保険制度に加入していること
3. 派遣帰還後に県看護協会が主催する報告会・交流会への参加が可能であること
4. 災害支援ナース登録者は、日本看護協会主催の研修を3年に1回は受講すること

☆災害支援ナースの登録方法

◎登録希望者は登録要件である日本看護協会主催の研修を受講後、『災害支援ナース登録票』に必要事項を記載の上、所属長の承認（個人会員は不要）を得て県看護協会へ提出する。その際、登録証に必要な顔写真を郵送または持参、またはメールで送信する。（登録票の様式は、ホームページからダウンロード可能）

☆登録証の交付

◎県看護協会は登録者に支援活動時の身分証明書として活用できる災害支援ナース登録証（顔写真付き名札）を交付する。

☆活動可否調査の実施

◎県看護協会は毎年度4月に活動の可否調査を実施する。

☆登録更新・登録変更・登録抹消

◎登録の有効期間は3年とし、登録抹消の申し出がない場合は自動的に更新する。

◎氏名、住所、所属施設等の変更がある際は、『災害支援ナース登録票』を再提出し、氏名の変更申請者には、新たな登録証を交付する。

◎登録を抹消する際は、『災害支援ナース登録取消届』を提出し、登録証を返還する。